

# 鋼 船 規 則 検 査 要 領

B 編

船級検査

鋼船規則検査要領 B 編

2008 年 第 2 回 一部改正

2008 年 4 月 18 日 達 第 30 号

2008 年 2 月 1 日 技術委員会 審議

**ClassNK**  
財団法人 日本海事協会

2008 年 4 月 18 日 達 第 30 号  
鋼船規則検査要領の一部を改正する達

「鋼船規則検査要領」の一部を次のように改正する。

## B 編 船級検査

### B9 機関計画検査

#### B9.1 一般

##### B9.1.2 機関継続検査(CMS)

-6.を次のように改める。

##### -6. 確認検査

機関，装置の保守が良好に行われていると本会が認める船舶において，次の(2)に掲げる機器が良好な状態であることを確認する。また，船内の保守作業として航海中に開放され，かつ，開放点検時の記録が整備されていることを条件として，次に掲げる確認検査の結果が良好であれば検査員が差し支えないと認める場合は，開放検査に代えることができる。  
この場合，次の開放点検期日は開放点検日から 5 年とする。

~~また~~なお，入港中に開放された機関，装置についてもその港での本会検査員による検査が非常に困難な場合は，同様に取扱うことができる。

##### (1) 確認検査の方法

(a) 機関長によって検査された機関，装置にあつては，次に掲げる項目を含む点検報告書 1 部を立会検査員に提出する。本報告書の内容は立会検査員により審査される。また，立会検査員は機関長の経歴書を確認する。

i) 機関長のサイン及びライセンス番号

ii) 点検場所及び日付

iii) 点検項目及び結果

iv) 点検前後の運転状態

(b) 予備品と交換された部品並びに修理を行った部分については，それらの状況を現物又は写真により確認する。

(c) 主機にあつては目視による現状検査。その他の機関にあつては，目視に加え，運転状態での検査を行う。

(d) 前(a)から(c)の確認検査の結果，検査員が必要と認めた場合は開放検査又は再検査を要求することがある。

##### (2) 確認検査の対象

確認検査の対象となる機器は次のとおりとする。

(a) 主機として用いられるディーゼル機関

ただし，クランク軸，主軸受，クランクピン軸受，クランクピンボルト及びカ

ム軸及び同駆動装置を除く。また、主機として用いられるディーゼル機関の各部品に対する確認検査の対象項目数は、機関継続検査の一巡までの主機の総受検項目数のほぼ半数にとどめること。

- (b) 発電機並びに推進又は航行の安全に係のある補機を駆動するディーゼル機関

ただし、主発電機を駆動する機関にあつては、機関継続検査の一巡までの期間を通して少なくとも1台について本会検査員立会による開放検査が行われること。

- (c) 補機類（空気圧縮機、ポンプ類、熱交換器、甲板機械、造水装置等）

- (3) 確認検査の時期

確認検査は確認検査を受けようとする機関、装置の開放点検日から~~原則として5箇月以内~~に次回定期的検査の時期までに行われること。

#### 附 則

1. この達は、2008年5月1日から施行する。